

## 岐阜県介護事業者外国人留学生支援事業費補助金 Q & A

- Q 1： 補助金の対象者となる「介護事業者」とは何か。
- Q 2： 介護事業者が支援する「留学生」とは何か。
- Q 3： 補助対象となる留学生の学年は。
- Q 4： 補助対象となる経費は何か。
- Q 5： 当該留学生分に関する費用であることが確認できる場合とは、何を想定しているか。
- Q 6： 予算額を超える補助金の交付申請があった場合はどうなるか。
- Q 7： 補助金の交付申請は複数の留学生分をまとめて行うことはできるか。
- Q 8： 留学生本人が交付申請することはできるか。  
また、留学生本人の口座に補助金を振込してもらうことはできるか。
- Q 9： 留学生に奨学金を支給する時期について決まりはあるか。
- Q 10： 複数月分を一括して支給した場合の月額考え方は。
- Q 11： 留学生に対する奨学金について、「給付」ではなく「貸与」の場合について。
- Q 12： 留学生への支給方法（振込、手渡し等）は決まっているか。
- Q 13： 留学生が退学した場合はどうなるか。

Q 1： 補助金の対象者となる「介護事業者」とは何か。

A： 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の3第1項に規定する介護サービス事業者であって、県内に事業所を有するものとする。  
よって、県外の介護事業者であっても県内に介護事業所を有すれば補助金の対象者となる。

Q 2： 介護事業者が支援する「留学生」とは何か。

A： 次の①、②に該当する者とする。

- ① 県内又は岐阜県近郊の介護福祉士養成施設に進学する予定である、日本語学校に在籍する留学生
- ② 県内又は岐阜県近郊の介護福祉士養成施設に進学する予定である、県内又は岐阜県近郊の介護福祉士養成施設の日本語学科等に在籍する留学生

Q 3： 補助対象となる留学生の学年は。

A： 介護福祉士養成施設に入学する前年度（卒業年度）に在籍する留学生が対象となる。2年課程の1年目や、1年半課程（10月入学～再来年3月卒業）の最初の半年間（初年度の10月～3月）に在籍する留学生は対象とならない。

Q 4： 補助対象となる経費とは何か。

A： 介護事業者が、介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生に対し、奨学金として給付又は貸与する日本語学校に係る学費及び居住費等が対象となる。  
なお、介護事業者から留学生に対し直接支給することを想定しているが、奨学金として介護事業者から日本語学校やアパート運営会社等へ支払う場合も、当該留学生分に関する費用であることが確認できる場合は補助対象とする。

Q 5： 当該留学生分に関する費用であることが確認できる場合とは、何を想定しているか。

A： たとえば、日本語学校の学費であれば、当該留学生の氏名が記載されている請求書や納付書。家賃であれば、介護事業者とアパート運営会社等との賃貸契約書及び当該留学生の住民票等住所が分かる書類を想定している。  
いずれにしても、奨学金制度の内容が分かる規程や当該留学生との貸与契約書等に奨学金が間接支給になる旨が明記されている必要がある。また、実績報告時には、領収書や銀行振込書の写しも必要となる。

Q 6： 予算額を超える補助金の交付申請があった場合はどうなるか。

A： 予算の範囲内での補助となるため、基準額を下回る交付となる可能性がある。

Q 7: 補助金の交付申請は複数の留学生分をまとめて行うことはできるか。

A: できる。ただし、申請書類に必要な各資料については留学生ごとに必要となる。

Q 8: 留学生本人が交付申請することはできるか。  
また、留学生本人の口座に補助金を振込してもらうことはできるか。

A: 補助対象は介護事業者（法人）であり、介護事業者単位で申請することとしている。そのため、留学生本人が申請することはできない。  
また、振込は、法人名義の口座へ行うこととしており、留学生本人の口座へ行うことはできない。

Q 9: 留学生に奨学金を支給する時期について決まりはあるか。

A: 介護事業者が留学生に奨学金を支給する時期については、毎月支給や隔月支給等の制限はないが、申請年度の4月1日から翌年3月31日までに支給した、申請年度に関する奨学金が、補助対象となる。ただし、交付決定前に支給した分は、補助対象とならない。  
また、たとえば以下のように年度をまたいで支給した奨学金は補助対象とはならない。  
①介護事業者が申請年度前期の学費を前年度3月に日本語学校へ支払った場合  
②介護事業者が遡及して前年度分の奨学金を留学生に支給した場合  
③介護事業者が来年度分の奨学金を留学生に支給した場合

Q 10: 複数月分を一括して支給した場合の月額の見方は。

A: 支給対象月×基準額が補助上限基準額となる。ただし、支給したものが何月分のものなのか分かる書類を実績報告時に必ず添付すること。  
[例①] 日本語学校の後期分の学費40万円を9月に奨学金として支給した場合  
補助上限基準額 支給対象月：6ヶ月（10月から3月）×基準額：5万円＝30万円  
補助対象額 30万円（10万円は上限を超えているため対象外）  
[例②] 居住費等の奨学金として、偶数月に2ヶ月分4万円を支給している場合  
補助上限基準額 支給対象月：2ヶ月×基準額：3万円＝6万円  
補助対象額 4万円

Q 11: 留学生に対する奨学金について、「給付」ではなく「貸与」の場合について。

A: 法人が貸与した奨学金を留学生に返済させる場合、交付された補助金の額を控除した額を返済させること。この場合、留学生から法人が負担した額を超える額が返済された場合は、当該額を超える額を県へ返還する必要があるため、県高齢福祉課まで連絡すること。

[例①] 介護事業者が留学生に対し奨学金を60万円貸与し、県から20万円の補助金を受けた場合  
→留学生からの返済は40万円  
[例②] 例①の場合にあつて、事情により留学生から60万円返済された場合  
→県に20万円返還

Q 1 2： 留学生への支給方法（振込、手渡し等）は決まっているか。

A： 介護事業者において設定することができる。  
ただし、留学生に対し直接支給した場合は、留学生が受領したことが確認できる書類を保管しておくこと。

Q 1 3： 留学生が退学した場合はどうなるか。

A： 退学した年度の全てについて補助対象とならない。  
なお、実績報告時には、修了証明書等修了・卒業したことが分かる書類を添付すること。  
（例：10月退学したが、介護事業者が奨学金を9月分まで支給していた場合でも全て補助対象とならない。）